

社会保険業務処理マニュアル疑義回答一覧

【 I 健康保険・厚生年金保険 適用】

平成20年1月17日

(マニュアル)分類	通番	分類コード①	分類コード②	事務局	業務処理名	案件名	疑義内容	回答	回答月
Ⅲ-1	89	1301	14	山口	被扶養者(異動)届(認定)	非課税収入の把握について	<p>収入確認において、「所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている人については、事業主の証明をもって添付書類を不要とする。」ということになっており、税法上の事業主証明が有ればすべて認定すると解されるが、他の非課税収入等の把握は如何にして行うことを想定しているのか。</p>	<p>所得税法上の扶養親族等であっても、非課税収入(遺族年金、障害年金、傷病手当金、失業給付等)がある場合は、収入欄へ金額の記入を求めるとともに、収入額の判る書類の添付を求めること。なお、届書の収入欄については、非課税収入を含めた金額を記載するよう、事業主等への周知をお願いしたい。</p>	2006年11月